

## 評議員及び理事並びに監事の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第14条及び第29条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 この法人は、評議員及び役員としての職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員及び役員の報酬額は別表の範囲内とする。
- 3 評議員及び役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 理事長及び専務理事の報酬はその月の月額的全額を毎月25日に支給し、その他の理事の報酬は理事会への出席の都度支給するものとする。

- 2 監事の報酬は、理事会への出席または監査実施の都度支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬は、その全額を現金で、直接、評議員及び役員に支給するものとする。ただし、法令に基づき評議員及び役員の報酬から控除すべき額がある場合には、その評議員及び役員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

- 2 評議員及び役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定めることとする。

附則

この規程は、公益財団法人ダイترون福祉財団の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月11日に一部改定し、同日より施行する。この改定は、令和2年1月1日より適用する。

(別表)

評議員及び役員報酬表

(単位：円)

区分	報酬額
理事長	200,000円(月額)
専務理事	350,000円(月額)
評議員及び その他の理事	会議等への出席1日当たり20,000円
監事	会議等への出席1日当たり20,000円 監査の実施1日当たり20,000円